

令和 8 年度 第 2 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 8 年 5 月 2 5 日

令和8年度 第2回定例総会議事録

1. 日 時 令和8年5月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧	
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 年一	11 番 荻野 一喜
(春日地域)	12 番 荻野 隆太郎	13 番 小橋 季敏	14 番 新才 泰則
	15 番 婦木 克則	16 番 細見 滋樹	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 幸治	19 番 野垣 克己
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 荻野 広	23 番 橋本 慶子
	24 番 米田 豊		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 農地法第4条の規定による許可の取消願について

5. 協議事項

協議第 1 号 令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価について (別冊)

6. 閉会

1. 開会

○議長 会議を始めます。

ただいまより、令和8年度丹波市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

本日の定例総会の出席人数です。在任委員24名全員の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。以上です。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号13番の小橋委員、議席番号14番の秀才委員、両委員よりをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をよりしくお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号23番 ～

～ 報告第2号 番号2番、番号3番 ～

～ 議案第4号 番号6番、番号9番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8、9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は水稻、山裾の畑は果樹です。

御審議のほど、よりしくお願いします。

番号2番は、宅地建物と農地をセットで売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は野菜です。耕運機を1台所有しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番と番号4番は譲受人が同一の為、一括で議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番と番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

利用計画は、水稻を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

利用計画は、水稻を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。利用計画は、水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、野菜です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、農地を贈与により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は14ページに示しております。

取得した農地では、水稻の予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号11番、報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しています。

利用計画としては、9筆の内4筆が栗で、2筆が豆類、残り3筆が自家菜園と聞いております。

また、譲受人の自宅西側の農地を所有されており、左の農業倉庫から里道を通り進入でき、栽培が可能となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号10番と番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

利用計画は、水稻を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号11番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

野菜を栽培する予定です。

なお、報告第2号の番号2番に示すように、申請地内に農業用倉庫が設置されていますので、2アール未満の届出をされています。

設置済みのため、経過書が添付されています。内容は、譲渡人の父が昭和48年頃に建設したもので、引き続き譲受人が農業用倉庫として利用することを確認しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番並びに報告第2号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第2号の番号2番につきまして、御承知おきください。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号12番～番号17番、議案第4号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しております。

栽培計画は、黒豆、小豆と聞いております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１３番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は１９ページに示しております。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

同時に、議案第４号の番号６番も説明させていただきます。

番号６番は、地目変更のための非農地証明です。図面は１９ページに示しています。

春日地域委員会で確認したところ、現地は物置と露天駐車場となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５９年頃からで、地元自治会長と隣接者の同意もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

譲受人が拠点として利用されます。距離的には短いですがここに道具等置かれて耕作されます。

栽培計画は、果樹、野菜です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１４番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２０ページに示しております。

現況地目が田の３筆は水稻、畑はネギを中心とした一般野菜になっております。

今回譲受人の配偶者の実家が、地図に拠点と書いてある所になります。

機械等は、義理の父が持っておられ、それで耕作となります。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１５番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２１ページに示しております。

譲受人は、拠点と書いてある家とその周辺農地を購入されます。家の周りの小さな畑は、野菜や果樹の栽培となっております。

家から離れた大きめの２筆は、村の人が今年も水稻を作っておられ、その人に引き続き作業をお願いし、本人は草刈り等管理をしていく形で契約されております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１６番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１６番は、農地を売買により取得し、農業規模を拡大したいというもので、図面は２２

ページに示しております。

住所は市外に残すものですが、友人から拠点を借りられ、週４、５日は作業に来られます。現在栗が栽培されており、栗の継続と空いたスペースで野菜を作られ、他の予定は随時申請をされるそうです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号１７番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１７番は、農地を売買により取得し、農業規模を拡大したいというもので、図面は２３ページに示しています。

前々回に、拠点を作り農地を耕作する申請を出されていましたが、今回も多くの土地を所有ということで、意欲的に耕作をされている様子も伺われます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１３番並びに議案第４号の番号６番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可すること並びに議案第４号の番号６番は、証明書を交付することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番につきましては許可をすることとし、議案第４号の番号６番は、証明書を交付することといたします。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号18番～番号22番、議案第4号、番号9番、報告第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号18番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は24ページに示しております。

計画作物は、栗です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

議案第4号の番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願で、図面24ページに示しております。

5月14日の地域委員会にて確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長、隣接所有者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

この方は、非農地部分を拠点として住居を建て、市外から移りたいということでもあります。

○委員 番号19番、番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号19番は、農地を売買により取得をし、経営規模を拡大したいというもので、図面は25ページに示しております。

利用計画は、栗と一般野菜です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号20番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は26ページに示しております。

同時に、拠点と示してある空き家を購入され、ここを拠点に農業をしたいと聞いております。利用計画は、果樹と一般野菜で、近日中に耕運機と草刈機を購入される予定です。

なお、この案件には、関連する案件がございます。報告第2号の番号3番に掲載しておりますが、この田には譲渡人の父が、昭和40年頃に建てた井戸及び農業用倉庫があり、譲受人が継続して利用したいということで、併せて2アール未満の転用届が提出されております。譲渡人の経緯書が添付されており、約8平方メートルの木造平屋の建物があり、井戸及び農業用倉庫として、所有者の父が昭和40年頃に建築され田の灌漑用に井戸として使用されていたものです。今般、当該農地を取得するに当たり届が必要と分かり、譲受人が届を出したものでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号21番、番号22番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号21番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は27ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

小さい面積ですが、自家野菜を作られる予定です。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号18番並びに議案第4号の番号9番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番につきましては、許可することとし、また議案第4号の番号9番につきましては、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は許可すべきもの、また議案第4号の番号9番につきましては、証明書を交付することといたします。

番号19番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１９番は許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号２０番並びに報告第２号の番号３番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２０番は許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第２号の番号３番につきまして御承知おきください。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２３番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２３番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２３番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は２９ページに示しています。

作物は、果樹と野菜を栽培すると聞いております。

現在は、草刈機１台を所有されていますが、耕運機を手配予定と聞いております。

譲受人は、現在市内に居住しておりますが、図面の拠点に住宅を建設し、ここに住んで、農業を行うとことになっております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２３番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

～ 議案第2号 一時転用 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、不動産賃貸契約を締結し、貸露天資材置場及び貸露天重機置場として利用するための申請です。図面は32ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えるため、第3種農地に該当すると考えます。

地域委員会としては、地元の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

賃貸契約の確認と、他の関連法令等についても確認いただいていますか。

○委員 賃貸契約は締結されており問題ないと思いますし、その他の法律関係も問題ないということでございます。

○委員 誰に貸している。

○委員 賃貸契約は、春日地域の建設業者と地主との締結になっております。

○議長 他に質問、意見等はございませんか。

○委員 結構面積が大きいですが、配置図がないので分からないのですが、どういう。

○委員 配置は、図面の西側に該当する区域は、碎石置場になっております。

○委員 半分以上碎石。

○委員 3分の1程です。東南辺りが残土置場。土木資材が北側、真ん中辺りが通路、北東は重機置場になっております。

○議長 質問、意見等はございませんでしょうか。

番号1番につきまして、質問、意見等ございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第4条の規定による農地等の一時転用許可申請承認について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、一時転用、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

ここは農振農用地で一時転用です。転用目的は、嵩上げ1.9メートルです。図面は34ページを見てください。

一時転用箇所は、5年前から同じ様に一時転用で嵩上げされ、既に完了しております。西側も2年前に申請があり、3年計画でもう少し時期があります。全体は、川と山に挟まれており、以前から上流の河川から水が入って耕作は困難で、5年前から嵩上げをしております。嵩上げには公共事業の残土を使用しており、県土木事務所とも堤防について河川法第24条、第26条も十分に協議され、良好な農地を作りたいという事です。野菜等を作る予定です。

ここは、丹波市長から当該農地を一時的に利用するもので、農地に復元するため、農業振興地域整備計画の達成に支障が及ぶ恐れはないと意見も提出されております。

隣接者、地元自治会、地元等の同意も得られており、周辺農地には影響がないものと思われます。農地を復元することも確実です。過去5年間の2か所は完了し確実に復元されております。農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○委員 先程の説明で、聞き逃したのかもしれませんが、転用期間の許可は3年間ということですか。

○委員 3年間です。

○委員 3年過ぎたらまた戻すの。

○委員 3年以内に元に戻すということです。

○委員 この川の堤防の先にカーブの所で水害等の懸念があったのですが、一時的にそういうことされて、また元に戻される、何というか、目的というか。趣旨が、どういう意味でされるのかなと。

○委員 元々川と山とに囲まれた低い農地で、上流から雨が降ればここに水が溜まると耕作ができず、5年前から三角形の所は2期に分けて全部埋め立てて復元されております。丹波土木と河川法第24条、第26条につきまして十分協議をされております。

公共工事の残土という事で、土木事務所とも十分協議されておられます。途中、宅地開発規制が出てきましたが、今回の部分だけでは1,000平米未満で規制はありませんが、一応届出と協議もされておられます。

堤防側、申請地の横はほぼ満タンに近い状態です。あと1年ありますが、そろそろ完了で表

土を戻されると聞いております。土は真ん中の農道から入れていきます。以上です。

○委員 私の理解が出来ていないのかもしれませんが、3年間ということは、永久的にそういう状態にしておかないと駄目な状態ではないのですか。

○委員 土を盛った状態で綺麗に復元していく。農耕地に返すという事です。

○委員 ○○委員は、嵩上げは一時転用し、そのままの状態にするとされています。

○委員 もうそのままの状態です。何も撤去しません。

○委員 3年間。

○委員 3年以内に、そこまで盛って完成、復元するということです。

○委員 3年間と言うのは、3年以内に下さいという意味ですか。

○委員 そうということです。

○委員 僕は3年間造成されるかという意味で聞いてたんです。

○委員 そうということじゃない。3年以内に土を盛って復元するという。

○委員 分かりました。理解ができていなかったかもしれません。

○委員 一時利用は、3か月以内。それ以上かかる場合は、転用で4条申請。

○委員 普通の盛土なら、3か月以内です。それより掛かりそうなら、4条申請の一時転用ということになります。

○議長 ちょっとよろしいですか。

皆さんに共有で、話が入り乱れてますので。一時利用ということは一時転用。許可にも色々あり、この場合は3年の間に土を盛って、田に戻したいというものです。

ご存知のように、農振農用地ですので農地として利用することになります。土を盛って、この後も農地として利用する状態に仕上げるというのが条件です。その点で、説明があったように、南側の三角の部分は、きっちり農地として復元ができておることを確認しておりますということ。今回の部分も、引き続きそのような状態で進めていきます、というのが今回の申請ということで、確認いただけたらと。

この案件につきまして、ほかに質問、意見等、ございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号1番は、売買によって取得し、貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は37ページに示しております。

農地区分は、街区に占める割合が66.5パーセントと40パーセント以上を超えるため、第3種農地と判断され则认为します。

譲受人は、当該農地の東側、図面右側に大きな倉庫を持って貸倉庫業を営んでおられます。会社の業績が好調で、繁忙期には従業員が増員となるため、駐車場のスペースを確保したいとこのことで、今回14台分のスペースを予定しております。業者間の賃貸の契約書案も添付しております。雨水排水は申請地の東側、右側と南側に排水溝があり別の水路に接続され、車両横には既存の進入路から入ります。宅地造成や盛土規制法等関連法令も手続を進めております。

隣接所有者、地元関連の同意もあり、周辺農地への影響はないものと思われまます。

使用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項には該当せず、いずれも申請に問題ないことを確認しております。

なお、倉庫の建っている土地は譲渡人所有で、譲受人と賃貸契約を結んでおられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

(休憩)

(再開)

～ 議案第4号 番号1番～番号10番 ～

○議長 会議を再開いたします。

議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は41ページに示しております。

5月15日に現地を確認したところ、防火水槽になっており、農地への復旧が困難で、周囲の現状から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、令和8年4月24日からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のアに該当するため、地域

委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

なお、本件は、令和7年11月27日付で、丹波市消防本部から、公共工事の届出を提出いただき、令和7年12月の定例総会で、確認報告をさせていただいた案件です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、地目変更のための証明願です。図面は42ページに示しております。

5月15日に地域委員会で確認したところ、現地は倉庫・物置となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元の自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会から、確認報告が終わりました。

まず、番号1番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 事務局への質問になるんですけど、この願出者と証明者が同一である場合、これ支障はないんでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 事務局です。今回の非農地証明願の申請者、願出者につきましては、特に制限等はありません。証明者は全て非農地証明願について、自治会長及び隣接者の証明をいただいています。今回の願出者が自治会になりましたのは、最終的には丹波市の防火水槽設置をされる流れの中で、最終的に分筆・登記されたこの土地を、現在の所有者から自治会名義に届をされる関係で、自治会が承認願を求められる必要であったため願出者として出された訳でございます。

ということで、事務局といたしましては、その辺りの流れを確認いたしまして、願出者を犬岡自治会として申請の受付をさせていただきました。以上でございます。

○議長 証明者が同一。証明者も自治会長なんですけどよろしいか、という質問なんですね。

○委員 そうです。趣旨として、願出者がその内容について証明を明記するという意味でこういう手続があると思うんですが、例えばここで審議する時、自分に該当する時は離席しますよね。それと同じで、それが成立するのかと。問題がなければいいんですけど、今後も我々が最初に審査するに当たって、そういう所と思うので、どういうケースがそういう事に、除外認定というのか、あるのかと言うのがあれば。

まあ今何か困ったような感じ、今も所有者が願出なのかという所です。

○議長 〇〇委員。

○委員 前も同じ願出者と自治会長の件があって、そのときに話したのは、こういう場合の願出者は副自治会長の名前ですと前に話したような。

○議長 自治会長が願出者と重なる場合は、副自治会長に証明をとというのが、今までの通例ですけど、今回は自治会長ですけど、それでよろしいか、という質問ですが。氷上地域委員会としては、この辺確認いただいたと思うんですが、どうですか。

○委員 一番質問の事項については、確認ができておりません。他の20年以上とかいろんな所は議論や説明をしたのですが、この件については、疑問が出なかったのでもそままでできており

ません。

○議長 協議しましょう。暫時休憩をします。

(休憩)

(再開)

○議長 すいません。会議を再開いたします。

事務局から提案がございまして、事務手続上確認したい事がございますので、この番号1番につきましては一旦保留させていただいて、非農地証明願承認の後に確認します。

番号1番につきましては、保留としたいと思います。

続きまして、番号2番につきまして、順番に議事を進めて参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず番号2番から審議をよろしくをお願いします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号3番、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番と番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は43ページに示しております。

5月15日に地域委員会で確認したところ、現地は倉庫・事務所・車庫・露天資材置場等になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和61年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

なお、当件は転用時に、一旦転用許可を取られておったようですが、登記ができてなかったことで、今回非農地証明願が出ております。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は44ページに示しております。

5月15日に青垣地域委員会で確認したところ、現地は自治会のグラウンドになっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和61年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願で、図面は45ページに示しております。

5月18日に春日地域委員会にて確認したところ、現地は既に宅地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成7年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は20ページに示しています。

5月18日に春日地域委員会にて確認したところ、現地は離れと倉庫になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和53年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は23ページに示しています。

1筆は、倉庫が建っております。また、残りの3筆は、道路工事で買収された残地で山林化しております。

5月18日の地域委員会で確認した結果、現地は山林と宅地になっており、農地への復旧は

困難で、周囲の状況から見て非農地と判断して、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局お願いします。

○事務局 議案第4号、番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は46ページに示しております。

5月14日に地域委員会で確認したところ、現地は隣接の自宅への進入路となっており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て非農地としても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、番号1番ですが、事務局いいですか。確認をされてますので、暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。調整に時間が掛かりました。

議案第4号の番号1番につきまして、事務局から再度説明をお願いします。

○事務局 失礼いたします。大変お時間を取りまして申し訳ございません。今回の質問内容に関しましては、丹波市農業委員会統一事項及び他課申し合せ事項の番号49番に、同意・証明が必要な地元団体の代表者が申請の当事者である場合には、代表者を代行する役職者の同意・証明を要すると令和3年1月25日の運営委員会で確認していただいた内容です。

この経緯は、令和2年11月の非農地証明案件で、申請者が当時自治会長で、申請者個人と証明者である自治会長が同一となる事に関して疑義が出て、運営委員会で統一事項が定められました。

ただ、それ以前には今回同様の案件があり、防火水槽に関する非農地証明願で自治会から証明願を出され、証明者も同じ自治会代表者自治会長名で処理しております。

申合せ事項が定まった後の同様案件では、令和7年3月に防火水槽に関する非農地証明願で、個人がその時の自治会長でしたので、副自治会長で証明をいただいております。今回、統一事項をどのように解釈するかで曖昧になってますので、本日の案件とは別に運営委員会で確認させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長 問題となっている中身は、今事務局から説明があったとおりです。今回の番号1番についてどう扱うかというのは、これから決めます。

まず1つ、今回の案件は証明者を副自治会長にして出し直してもらうのが1つ目の案。

もう一つの案は、内容的には特に問題がないので、この証明者を副自治会長に書類を取り直して差し替えることを前提に、皆さんの同意が得られるのであれば、今回これで通していくという2つの意見をもらっております。

で、皆さんから意見をいただきたい。挙手をいただいて、確認して進めていきたいと考えております。

なお、書類の差替えをする場合は、誰かの確認作業が要ると考えると、こちらの提案としては、会長、当該地域委員長、議長の3人で確認したいと考えております。確認した上で差替えを認めるという形のものが1つの案です。

いや、初めからもう一度出して欲しいというのも1つの案です。

皆さんの意見を聞かせていただこうと思うんですが。当該地域委員長、どうですか。いきなり申し訳ないです。

○委員 どちらでもいいと思います。一番やりやすい方法でするのがいいと思う。

○議長 ○○委員。

○委員 個人の意見ですけど、差替えでええんやないかと思います。

○議長 ほか、意見ございませんか。はい。

○委員 私も証明者を副自治会長にされたらいいと思います。

○議長 副自治会長に差し替えしていただいて、我々で確認する形で、いいという意見。他。

○議長 ○○委員。

○委員 令和3年1月25日の運営委員会は、当事者が個人の申請をされとると思います。たまたまこの時の当事者は自治会長で、同一人物が証明するのは如何かという事で、協議事項になっていたと思います。その場合は副自治会長にお願いするようになるのですが、当時代表格のある法人の申請でありながら、今回は市役所。今回法人の代表者が申請をして、法人の証明をされたということで、議論があると思うんですけども、これは49番を書き換えなさいという意味ではない思うのです。その後、そういう事例があったので、副自治会長やったらということで処理されたと思うのですが、これは今後の運営委員会で、再度事例を通じて、付記を考えていかないと。この文言は参考になるために、もう一度運営委員会で協議していただけたらと思います。

結論は、参考ですが、私はどちらでもええという考えです。

○議長 ○○委員からありましたように、問題になった時は、自治会長名が横に書いてありました。だから申請者と一緒やないかとなって、そういう議論になったというふうに共有していますが、今はもう自治会長名は、こうやって見ても出てませんので、一般的に言えば分らないですが、申請者に言って自治会長名で申請するときに、こういう場合だったら副自治会長というのが通例。

今回のように、自治会等団体名で申請いただく場合、それについて、団体の長である自治会長が証明するとなっていますので、そこら辺りをどうするか、この辺の曖昧なことは、今○○委員からあったように、後の運営委員会の中ではっきりした方がいいのかなというふうに思っていますが、今回の番号1番の案件について、どう取り扱うかということです。

そうしましたら、今から2つ意見を言いましたので、その2つについて、どちらか挙手をお願いしたいと思います。

まず、番号1番につきましては、一旦来月回しにして、もう一回書類を整えて、出し直しをしてもらう方がいいという方。

番号2番は、副自治会長の証明を差替えでいただいて、それ会長、地元委員、議長と3人で確認することで、確認したということにして、今回この場では証明書を交付することにするという結論にする。

その2つで、挙手をいただいて、決を採りたいと思います。

まず、今回は差し替えない。番号1番につきましては、それがいいという方、挙手をお願いします。

(挙手)

○議長 それでは番号2番のほうで、副自治会長の差替えをいただくという形で、進めてはどうかという方で、そちらがいいという方は、挙手をお願いします。

(挙手)

○議長 それでは、今回、この番号1番につきましては、証明者を副自治会長の証明者と差し替えるということで、会長、地元地域委員長、議長と確認させていただいて、この案件は証明書を交付することという形で、進めたい。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 番号1番につきましては、副自治会長名の証明書を差し替えた上で、証明書を交付するという形で、進めたいと思います。

○事務局 併せまして議案書が一部訂正になりますので、訂正をお願いいたします。

先程の39ページの番号1番。証明者のところ、「自治会長」とありますが、こちらを「副自治会長」と訂正させていただきます。

○議長 そしたら、議案書のほうは副自治会長ということで、訂正すると。

○委員 根本的な所なんですけど、これ令和8年なのか平成8年か。この農地でなくなった時期。

○議長 これは令和8年です。

○委員 令和8年。その説明は何かあったのですか。

○議長 これは、説明の中で。

○委員 今年ですか。

○議長 (2)のウで出して、(2)のア。それにつきまして、事務局のほうから説明をさせますので。(2)のアについて。いつもは(2)のウなんです。今回(2)のアになりますので、この内容について、事務局から説明します。

○事務局 失礼します。こちらの件、必携1の8ページと9ページ、非農地判断についてをご確認いただきますと、まず8ページの1の(3)に農地に該当しないことの証明を依頼された場合とあり、これを基に自治会長から申請がございました。先ほど〇〇委員からもありましたように、(2)の(1)の通常でしたらウなんですけども、アということで、そもそも公共工事によりまして、非農地になった部分を自治会長の願出という事で証明が出ておりますので、今回は非農地判断(2)のアということになります。

○議長 9ページ(2)のア、「農地法第4条第1項各号及び農地法第5条第1項各号の規定により、転用許可が不要とされているもので、既に農地に該当しないと認められている場合」、このアという判断になります。

いつもでしたらウなんですけど、今回はアを適用。御確認いただけたらと思います。非農地証明願承認につきましては、そのような取扱いでさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 それでは、各地域委員会から確認報告をお願いいたします。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号6番を、5月15日の氷上地域委員会におきまして確認いたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに意見はありません。

なお、番号5番6と番号6番は親子で、農地管理の中心は番号5番の息子が担っている状況

で、番号6番は従来からの継続と思われますので、管理は十分にできると確認しています。

○議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号7番から番号13番について、5月15日の青垣地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号9番と番号10番の乙者は、丹波市青垣町の拠点で農作業に従事されていると聞いております。

○議長 続きまして、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号14番から番号21番まで、5月18日の春日地域委員会において全て確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に異議はありません。

なお、番号15番は倉庫を前から持たれ農作業をされておられます。

番号17番は権利設定する方の倉庫を前からお借りして水稻とかされておられます。

○議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号22番から番号25番まで、5月14日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上、青垣、春日、山南の地域委員会からの確認報告が終わりました。

今までの内容で、何か質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上、青垣、春日、山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上、青垣、春日、山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域につきましては、農業委員会に関する法律31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号26番から番号45番まで、5月14日の地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

また、番号26番は先月も出ており、実家がこちらで実家の方と一緒に農業をされる。

それと、番号４５番はちょっと高齢ですが、今も息子が手伝われており、これからも一緒にされるので問題ないと考えております。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

意見等、ございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

～ 報告第１号 ～

○議長 続きまして、報告に入ります。

報告第１号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第１号、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から補足をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号１番は、農地の進入路を付け替える形状変更届です。図面は５０ページに示しております。

当該農地の東側が申請者の住宅で、今回宅地の西側に塀をつくることにしたために、塀から進入できなくなることから、道路側に新たな進入路を付けるものでございます。

地元関係者の同意もあり、問題ないと思います。県道から進入するための手続きは、先に工事をしてしまいましたので地元委員が指摘し手続きとなりました。始末書を読み上げさせていただきます。

始末書。今回の形状変更の事前着工は、先の外壁工事で塀を設置することによって、耕作している隣地農地への進入ができなくなったため、塀の工事業者に併せて進入路を付け替えるよう依頼しましたが、届出が必要な事を知らず、農業委員会に御迷惑をお掛けしたこと、深くお詫び申しあげます。以後このような事がないように気をつけますので、何とぞご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会から補足説明がございました。

質問等はありませんか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、報告第１号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から補足することはございますか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が報告します。

農業用道路を作りたいということで、息子が継続して農地を増やし、農業に従事したいということで農機具等が大きくなり、今まで申請地の鋭角になっていた所に地域の方が灯籠を新しくされ、そこを削ってしまう可能性があり通れないということで、親が配慮し真っ直ぐ道路へ出られるよう、自分の所有農地を50センチ嵩上げと、3メートル幅で土を敷き詰めて、道路を作りたいということです。

○議長 氷上地域委員会から補足説明が終わりました。

質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号の1番につきまして、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法第4条における許可の取消願について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足説明はございますか。

○委員 別に無いですけど、このとおりだと思います。

○議長 報告ですので、取り消しの理由は。

○委員 3年間で間に合わないので取り消しとなります。

○議長 分かりました。質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 そもそも、この計画に難があったのでは。

○委員 難があったんですけど、3年前は一般の建設会社が予定したがどういう訳か、その時は3年間の予定でしたのですが、どういう理由で土が入れられなかったのかは、ちょっとそこまでは確認してないです。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 報告ですので、御承知おきいただきたいと思います。

なお、当該農地につきましては、適切に管理頂けるように、地域委員会において。

○委員 すいません。この農地では耕作はされていたんでしょうか。

○委員 草刈りばかり。

～ 協議第 1 号 ～

○議長 協議第 1 号、令和 7 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、別冊の資料をつけておりますので、御覧ください。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局 協議第 1 号朗読

○議長 この裏面に、令和 7 年度最適化活動の目標に対する点検・評価の表が出ております。丹波市農業委員会として、全体として一番上の欄になりますが、各地域委員会でそれぞれ確認をいただいて反省や評価をしていただいていると思うので、各地域委員会から、この確認と点検・評価について報告をお願いしたいと思います。

まず、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が報告します。

5 月 1 8 日の柏原地域委員会において、令和 7 年度最適化活動の点検・評価について、協議・確認をしました。

柏原地域では、最適化活動を行う月当り日数目標 6 日に対し、8. 5 日の実績で、一昨年 4. 9 日の目標を未達成から、昨年 6. 5 日の目標達成に改善し、本年は更に上回る数値結果となっております。

また、点検・評価結果では、目標に対して期待どおりの結果が得られた人数は 2 人で、一昨年 1 人が昨年 2 人に改善し、本年は同数ですが、やや下回る結果となった人数では、一昨年 3 人が、昨年 2 人に改善し、本年は 1 人更に改善する結果となっております。

今後は、更に積極的に活動を行い、それを小まめに記録することに努め、成果・実績の向上に繋がるようにと確認し合いました。以上です。

○議長 続きまして、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 氷上地域委員会で 5 月 1 5 日に説明を受け協議・確認を行いました。

農地集積は 3 4. 4 パーセント、例年は 3 5 パーセントで減少しております。遊休農地解消も例年より 0. 5 パーセントの減少ですが、最適化活動日数は月当り活動日数は 6. 0 日と目標を達成しています。

点検・評価も、期待以上に行った者はなく、期待通りの者が 3 人、期待を下回る者が 8 人で、他の地域と比較しても見劣りしてます。

地域計画の活動が昨年と比べ減っていることも影響してと思いますが、地域において農地の利用や維持管理、利用方法等、日常の相談や仲介など、活動強化を今後に残すよう会議で申合せをしております。以上です。

○議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 5 月 1 5 日開催の青垣地域委員会において、令和 7 年度最適化活動点検・評価について、協議・確認をいたしました。

まず、令和 6 年度点検・評価の報告を行った際、任期最終年度の令和 7 年度は、青垣地域委員会の委員全員が目標を達成できるよう取り組んできました。

各項目では、1 点目の農地の集積率、6 年度末で 3 4. 4 パーセント、7 年度末で 3 3 パーセントとなりました。地域計画の目標地図どおりに、集落を生かして機構の貸出し等行ったケースや、地域計画により誕生した担い手が集積したケース等、集積率上昇の主な要因と考えて

おります。

2点目、遊休農地の解消報告は、地道に訪問面談を実施したことにより、目標達成に繋がったと考えています。

3点目、月当たり活動日数平均が7.1日で、目標の6日を大きく上回り、各委員が自身の活動をしっかりと記録する意識が、結果に繋がったと考えます。以上、報告を終わります。

○議長 続きまして、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 5月18日に春日地域委員会として評価の確認をしました。

令和6年度と比較ができない状況でしたが、委員長として全てを確認しました。遊休農地は、6年度0から1.5パーセント上回っております。

また、新規の発生解消の面積も6年度は0ですけど、0.9と上回っております。

新規参入の促進では、3.6ヘクタールですが、新規参入者、例えば農の学校の卒業生が徐々に増えており、そのため少し面積が増えたということです。

我々委員が頓挫している所で平均6日ですが、昨年度5.4で下回っておりましたが、小まめな記録をつけることによって6.6となっております。

委員の点検・評価・結果ですが、昨年度は目標に対して期待を上回る結果が得られたのが0でしたが、令和7年度は2人に増えています。下回る結果も昨年度7人でしたが、6人に減ったことで、小まめな記帳をいただいていると言う事です。

今後も付けることを忘れたり、色んな活動がマンネリになったりしないよう、今後も一歩一歩進めたいと思っております。以上です。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 山南地域委員会は、5月14日協議をしました。

ここにある通り集積関係で0.2と昨年から少し減っております。少し遡って見ますと、ここは3条申請で所有権移転の許可で結構動いた関係で22.2と少し落ちておりますが、数値的な落ち方だと思っております。

遊休農地の解消ですが、いわゆる緑部分の解消で面積が少し増えたなど、お互いに努力の結果もあると理解しております。

推進委員の活動日数等です。月当たり6日という中で7日、それぞれ記録を忘れないように書いていくようになった事で、お互いにそれは自覚していきたいと言っております。

その中で、スマホで記録している委員がおり、すぐに何かに記録しておけば、後で活動記録が書けるというのも有効と改めて皆で確認しました。

委員の評価結果ですが、目標に対して期待どおり得られたのが4人と半々でした。これは中々全てと言う訳にはいきません。8人おる中で4人であれば、これからこの状況をさらにお互いに注意し合って、相互に磨いていこうと話しました。以上です。

○議長 それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 5月14日の地域委員会で検討した結果ですが、農地の集積は昨年度より多少増えており、これからも努力して増やしていく。しかし、目標には届いていないので、もう少し全員で努力するようにと。遊休農地解消は、緑区分は多少解消に向かいましたが、新規が大分発生と解消に差があり、これも全員で努力して、もっと解消に向かうようにという所です。

最適化日数は、ぎりぎりボーダーラインに届いたという感じです。目標に対して期待どおりの結果が得られたのは、昨年5人で今年は3人に減りましたので、出し忘れや、躊躇される方

がありましたので、何でも良いので活動したことは出してもらうように念を押しておきました。以上です。

○議長 各地域委員会から報告をいただきました。

それぞれの地域で特徴もあろうかと思いますが、昨年度に比べ今年度実績が上がった所もあるし、もうちょっとやった所もございます。

農業委員会活動はこれからもずっと続いていくので、毎年昨年の実績と比較しながら、来年も進めていけると思っております。

活動日数は、報告いただく事が一番数字を上げる1つの要素ですが、上回れる結果となりますと、大体100日位出るとこちらの評価に近づくと考えていただけたらいいと思います。

それでいきますと、6日でいくと72ですので、1か月に8～9位出すと、100になりますので、その辺しっかりつけると、上回る結果に少しでも近づくとと思います。

ただ、それだけが評価でなくて、最適化の色々な数字等も盛り込んだ中での最終評価となりますので、その辺は御理解いただけたらと思います。

ただ、皆さんが地元で委員として色々な活動をいただいております、それが全体の評価になっていきますので、今年度は今年度、また次年度進めていきたいと思ひますし、次年度は役員改選もでございます。そんなことも引き継ぎながら、委員会活動をしっかり進めたいと思ひますので、よろしく願いしておきたいと思ひます。

今日予定しておりました内容は以上ですが、何か質問等、意見等ございませんか。

ないようでしたら、事務局。

○事務局（事務連絡）

○議長 それでは、本日の会議をこれで終了したいと思います。

5月27日には次の新委員の研修会がございまして、退任される委員は6月が最終になります。今日も新たに学んだ事があるかと思ひます。3年経っても、まだまだ学ばなければならない事も沢山ございますし、新しい委員も一からの勉強となりますので、いつまでたっても中々難しい訳ですが、今までの経験を生かしながら、次の委員にも引継ぎをお願いして、委員会活動はずっと続いていきますので、よろしく願いしたいと思ひております。

おそらく、もう田植えも大体終わり掛けと思ひますが、非常に今日も暑くなってきておりますので、体調には気を付けていただいて作業いただけたらと思ひます。

本日はどうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和8年5月25日

議 長 ㊟

議事録署名委員（13番委員） ㊟

議事録署名委員（14番委員） ㊟